

# 條例議案の概要

—平成24年3月定例会—

## 目 次

議案第 18 号 盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 19 号 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	4
議案第 20 号 盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について	5
議案第 21 号 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 22 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	12
議案第 23 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	17
議案第 24 号 盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 25 号 盛岡市景観条例の一部を改正する条例について	26
議案第 26 号 盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	46
議案第 27 号 盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について	51
議案第 28 号 盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について	56
議案第 29 号 盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例について	57
議案第 30 号 盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	62
議案第 31 号 盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	77
議案第 32 号 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	78
議案第 33 号 盛岡市公民館条例等の一部を改正する条例について	79

議案第 18 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市役所築川支所の移転新築に伴い、当該施設の位置を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市役所築川支所の移転に伴い、支所の位置を次のとおり改正する。

移転前 盛岡市川目第10地割1番地1

移転後 盛岡市川目第10地割78番地1

3 施行期日

平成24年4月1日

4 施設概要

(1) 敷 地 面 積 3,105.12m<sup>2</sup>

(2) 建築延床面積 649.62m<sup>2</sup> (うち支所分 53.05m<sup>2</sup>)

(参考) 築川老人福祉センター部分：180.22m<sup>2</sup>, 川目児童センター築川分室  
部分：210.19m<sup>2</sup>, 共用部分：206.16m<sup>2</sup>

(3) 建 物 構 造 木造平屋建

(4) 特 記 事 項 築川老人福祉センター及び川目児童センター築川分室との複合施設である。

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割1番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2
名称	位置																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																								
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																								
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																								
名称	位置																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																								
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割1番地1																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																								
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																								
<p>2 盛岡市役所都南総合支所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	<p>2 盛岡市役所都南総合支所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1												
名称	位置																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																								
名称	位置																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																								
<p>3 玉山総合事務所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td><td>盛岡市玉山区藪川字外山93番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1	<p>3 玉山総合事務所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td><td>盛岡市玉山区藪川字外山93番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1																
名称	位置																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1																								
名称	位置																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1																								

改正後		改正前	
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48
(所管区域)		(所管区域)	
<略>		<略>	
<u>附 則（平成24年条例第 1号）</u>			
この条例は、平成24年4月1日から施行する。			

## 議案第 19 号

## 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,473（うち福祉事務所 104）	1,477（うち福祉事務所 106）	+ 4（うち福祉事務所 + 2）
水道事業及び下水道事業	222	215	△ 7
病院事業	211	211	± 0
議会の事務部局	14	15	+ 1
教育委員会の事務部局	89	70	△ 19
学校	269	263	△ 6
学校以外の教育機関	58	58	± 0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	± 0
監査委員の事務部局	7	8	+ 1
農業委員会の事務部局	13	13	± 0
公平委員会の事務部局	2	2	± 0
合計	2,364	2,338	△ 26

## 3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 20 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

獣医師の安定的な採用確保を図るため、初任給調整手当の額を改定するとともに、支給期間を延長しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 初任給調整手当の額の上限

改正前 月額 3 万円

改正後 月額 4 万 5,000 円

(2) 支給期間

改正前 10 年

改正後 15 年

3 施行期日

平成24年4月1日

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 第1章及び第2章 省略</p> <p>第2章の2 初任給調整手当</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>15</u>年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万6,000円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>4万5,000円</u></p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章以降 省略</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 第1章及び第2章 省略</p> <p>第2章の2 初任給調整手当</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>10</u>年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万6,000円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>3万円</u></p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章以降 省略</p>

議案第 21 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

火葬場の管理を指定管理者に行わせることに伴い、火葬業務手当を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

火葬場に勤務し、火葬業務に直接従事する職員を支給対象としていた火葬業務手当を特殊勤務手当の種類から削除する。

3 施行期日

公布の日

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
昭和36年3月28日条例第8号	昭和36年3月28日条例第8号
○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例	○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例
昭和36年3月28日条例第8号	昭和36年3月28日条例第8号
<略>	<略>
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1) 賦課徴収手当	(1) 賦課徴収手当
(2) 社会福祉業務手当	(2) 社会福祉業務手当
(3) 防疫等作業手当	(3) 防疫等作業手当
(4) と畜検査手当	(4) と畜検査手当
(5) 精神保健福祉業務手当	(5) 精神保健福祉業務手当
(6) 衛生検査業務手当	(6) 衛生検査業務手当
(7) 清掃業務手当	(7) 清掃業務手当
(8) 土木作業手当	(8) <u>火葬業務手当</u>
(9) 動物飼育手当	(9) 土木作業手当
(10) 特殊自動車運転手当	(10) 動物飼育手当
(11) 土地買収等交渉手当	(11) 特殊自動車運転手当
(12) 高所作業手当	(12) 土地買収等交渉手当
(13) 坑内作業手当	(13) 高所作業手当
(賦課徴収手当)	(賦課徴収手当)
第3条 賦課徴収手当は、市税又は市税外歳入の賦課又は徴収に関する業務で規則で定めるものに從事した職員に対して支給する。	第3条 賦課徴収手当は、市税又は市税外歳入の賦課又は徴収に関する業務で規則で定めるものに從事した職員に対して支給する。
2 前項の手当の額は、業務1日につき400円とする。	2 前項の手当の額は、業務1日につき400円とする。
(社会福祉業務手当)	(社会福祉業務手当)
第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して支給する。	第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

改正後	改正前
<p>(1) 福祉事務所に勤務し、規則で定める業務を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員及び同項第2号に規定する現業を行う所員、身体障害者福祉司並びに知的障害者福祉司</p> <p>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第1項の規定による火葬に直接従事した職員</p>	<p>(1) 福祉事務所に勤務し、規則で定める業務を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員及び同項第2号に規定する現業を行う所員、身体障害者福祉司並びに知的障害者福祉司</p> <p>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第1項の規定による火葬に直接従事した職員（火葬場に勤務する職員を除く。）</p>
<p>2 前項の手当の額は、同項第1号の職員にあつては業務1日につき400円とし、同項第2号の職員にあつては作業1件につき2,600円とする。</p> <p>＜略＞</p> <p>（清掃業務手当）</p>	<p>2 前項の手当の額は、同項第1号の職員にあつては業務1日につき400円とし、同項第2号の職員にあつては作業1件につき2,600円とする。</p> <p>＜略＞</p> <p>（清掃業務手当）</p>
<p>第9条 清掃業務手当は、次に掲げる清掃業務に直接従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>(1) ごみ焼却業務、ごみ埋立業務又はごみ破碎業務</p> <p>(2) ごみの収集及び運搬の業務</p> <p>(3) ごみ処理施設に付設された汚水処理施設の槽内における清掃作業及び故障による機械の分解修理作業で、市長が指定するもの</p> <p>(4) ごみ焼却施設の炉内の清掃作業並びにごみ埋立施設の破碎機内の清掃作業及び故障による機械の分解修理作業で、市長が指定するもの</p>	<p>第9条 清掃業務手当は、次に掲げる清掃業務に直接従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>(1) ごみ焼却業務、ごみ埋立業務又はごみ破碎業務</p> <p>(2) ごみの収集及び運搬の業務</p> <p>(3) ごみ処理施設に付設された汚水処理施設の槽内における清掃作業及び故障による機械の分解修理作業で、市長が指定するもの</p> <p>(4) ごみ焼却施設の炉内の清掃作業並びにごみ埋立施設の破碎機内の清掃作業及び故障による機械の分解修理作業で、市長が指定するもの</p>
<p>2 前項の手当の額は、同項第1号の業務にあつては業務1日につき400円（三交代制勤務職員にあつては、450円）とし、同項第2号の業務にあつては業務1日につき240円とし、同項第3号の作業にあつては作業1日につき700円とし、同項第4号の作業にあつては作業1日につき650円とする。</p> <p>（火葬業務手当）</p>	<p>2 前項の手当の額は、同項第1号の業務にあつては業務1日につき400円（三交代制勤務職員にあつては、450円）とし、同項第2号の業務にあつては業務1日につき240円とし、同項第3号の作業にあつては作業1日につき700円とし、同項第4号の作業にあつては作業1日につき650円とする。</p> <p>（火葬業務手当）</p> <p>第10条 火葬業務手当は、火葬場に勤務し、火葬業務に直接従事する職員に對して支給する。</p>

改正後	改正前
(土木作業手当)	(土木作業手当)
第10条 土木作業手当は、道路の整備作業に直接従事する職員で規則で定めるものに対して支給する。	2 前項の手当の額は、作業1件につき130円とする。
2 前項の手当の額は、作業1日につき190円とする。	(土木作業手当)
(動物飼育手当)	第11条 土木作業手当は、道路の整備作業に直接従事する職員で規則で定めるものに対して支給する。
第11条 動物飼育手当は、動物の飼育業務に従事する獣医師に対して支給する。	2 前項の手当の額は、作業1日につき190円とする。
2 前項の手当の額は、業務1日につき520円とする。	(動物飼育手当)
(特殊自動車運転手当)	第12条 動物飼育手当は、動物の飼育業務に従事する獣医師に対して支給する。
第12条 特殊自動車運転手当は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては、大型特殊自動車に限る。）の運転に従事した職員に対して支給する。	2 前項の手当の額は、業務1日につき520円とする。
2 前項の手当の額は、作業1日につき350円の範囲内で規則で定める額とする。	(特殊自動車運転手当)
(土地買収等交渉手当)	第13条 特殊自動車運転手当は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては、大型特殊自動車に限る。）の運転に従事した職員に対して支給する。
第13条 土地買収等交渉手当は、土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体その他規則で定める者との交渉を除く。）に従事した職員に対して支給する。	2 前項の手当の額は、作業1日につき350円の範囲内で規則で定める額とする。
2 前項の手当の額は、業務1日につき330円とする。	(土地買収等交渉手当)
(高所作業手当)	第14条 土地買収等交渉手当は、土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体その他規則で定める者との交渉を除く。）に従事した職員に対して支給する。
第14条 高所作業手当は、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員に対して支給する。	2 前項の手当の額は、業務1日につき330円とする。
2 前項の手当の額は、作業1日につき240円の範囲内で規則で定める額とする。	(高所作業手当)
3 第1項の手当は、次条の規定により坑内作業手当を支給される日については、支給しない。	第15条 高所作業手当は、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員に対して支給する。
(坑内作業手当)	2 前項の手当の額は、作業1日につき240円の範囲内で規則で定める額とする。
	3 第1項の手当は、次条の規定により坑内作業手当を支給される日については、支給しない。
	(坑内作業手当)

改正後	改正前
<p>第15条 坑内作業手当は、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業1日につき360円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、当該作業が圧搾空気内で行われた場合は、作業1時間につき160円とする。</p> <p>(支給方法等の委任)</p>	<p>第16条 坑内作業手当は、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業1日につき360円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、当該作業が圧搾空気内で行われた場合は、作業1時間につき160円とする。</p> <p>(支給方法等の委任)</p>
<p>第16条 特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>附 則 (平成24年条例第 1号)</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第17条 特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>

議案第 22 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税における退職所得の分離課税に係る所得割額の特例の廃止及び均等割の税率の特例的な加算を行うとともに、市たばこ税の税率を引き上げるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

- ア 退職所得の分離課税に係る所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する特例措置を廃止する。
- イ 平成26年度から平成35年度までの各年度分に限り、個人市民税均等割に500円を加算する。  
市民税均等割（改正前）3,000円 ⇒ （改正後）3,500円
- ウ 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についての規定の整理を行う。

(2) たばこ税関係

市たばこ税の税率を引き上げる。

旧 3級品以外のたばこ	1,000本につき	（改正前）4,618円	⇒	（改正後）5,262円
旧 3級品のたばこ	1,000本につき	（改正前）2,190円	⇒	（改正後）2,495円

【参考】

法人税の税率の引下げ等に伴う県と市との税収の増減を調整するため、県たばこ税の税率についてはそれぞれ同額の引下げが行われる。

3 施行期日

- (1) 2-(1) -ア 平成25年1月1日
- (2) 2-(2) 平成25年4月1日
- (3) 2-(1) -イ及びウ 公布の日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 盛岡市市税条例	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 盛岡市市税条例
目次から第86条まで 略  (たばこ税の税率) 第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。	目次から第86条まで 略  (たばこ税の税率) 第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>4,618円</u> とする。
第88条から第150条まで 略  附 則 第1条から第6条まで 略	第88条から第150条まで 略  附 則 第1条から第6条まで 略
第7条 削除	(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等) 第7条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の14及び第45条の18第1項の規定の適用については、これらの規定中「第45条の10」とあるのは、「第45条の10並びに附則第7条第1項」とする。
第7条の2から第13条まで 略  (たばこ税の税率の特例) 第14条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法	第7条の2から第13条まで 略  (たばこ税の税率の特例) 第14条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法

改正後	改正前
(昭和40年法律第122号) 第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,495円</u> とする。	(昭和40年法律第122号) 第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,190円</u> とする。
2 前項の規定の適用がある場合における第90条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。	2 前項の規定の適用がある場合における第90条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。
第14条の2から第35条まで 略	第14条の2から第35条まで 略
<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第36条 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る<u>当該損失対象金額</u>は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす</u>。</p>	<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第36条 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については</p> <p>_____，平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る<u>当該特例損失金額</u>は、その者の平成24年度以後の年度分 _____の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年 _____において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用</p>

改正後	改正前
<p>2 前項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る<u>損失対象金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p>	<p>については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る<u>特例損失金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>
第37条及び第38条 略  (個人の市民税の税率の特例)	第37条及び第38条 略
第39条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。	

改正後	改正前
<p>以下 略</p> <p><u>附 則（平成24年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定及び次項の規定は平成25年1月1日から、第87条の改正規定、附則第14条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の盛岡市市税条例第45条の8に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の盛岡市市税条例附則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p>	<p>以下 略</p>

議案第 23 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第 123号）の改正に伴い、県から権限移譲される介護老人保健施設の開設及び変更の許可に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

介護保険法の一部改正に伴い、介護老人保健施設の開設及び変更の許可に係る手数料を次のとおり定める。

- (1) 介護老人保健施設開設許可申請手数料 6万 3,000円
- (2) 介護老人保健施設変更許可申請手数料 3万 3,000円

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 24 号

盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
について

1 改正の趣旨

民法（明治29年法律第89号）の改正に伴い、未成年者の法定代理人に選任された法人が業の登録を行う場合の要件を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市屋外広告物条例の一部改正

ア 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に選任された法人が屋外広告業の登録を行う場合において、当該法人の役員が登録拒否の要件に該当するときは登録を拒否しなければならないものとする。

イ 上記アの場合における登録申請書の記載事項に、当該法人の名称及び住所並びに役員の氏名を加えるものとする。

(2) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に選任された法人が浄化槽保守点検業の登録を行う場合において、当該法人の役員が登録拒否の要件に該当するときは登録を拒否しなければならないものとする。

3 施行期日

平成24年4月1日

【第1条】盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 盛岡市屋外広告物条例 目次から第26条 略</p> <p>第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等 (管理する者の設置)</p> <p>第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 (管理する者等の届出)</p> <p>第28条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、その氏名若しくは名称若しくは住所を変更したとき又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称若しくは住所に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (屋外広告業の登録)</p> <p>第29条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p>	<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 盛岡市屋外広告物条例 目次から第26条 略</p> <p>第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等 (管理する者の設置)</p> <p>第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 (管理する者等の届出)</p> <p>第28条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、その氏名若しくは名称若しくは住所を変更したとき又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称若しくは住所に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (屋外広告業の登録)</p> <p>第29条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p>

改正後	改正前
3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。	3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。	4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (登録の申請)	5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (登録の申請)
第30条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名 (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその役員の氏名） (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 2 前項の申請書には、申請者が第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (登録の実施)	第30条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名 (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所  (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 2 前項の申請書には、申請者が第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (登録の実施)
第31条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次の事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。 (1) 前条第1項各号に掲げる事項 (2) 登録の年月日及び登録番号	第31条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次の事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。 (1) 前条第1項各号に掲げる事項 (2) 登録の年月日及び登録番号

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。            (登録の拒否)</p> <p>第32条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第30条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第42条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者（第29条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第42条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第42条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第30条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。            (登録事項の変更の届出)</p>	<p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。            (登録の拒否)</p> <p>第32条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第30条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第42条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者（第29条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第42条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) 第42条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号_____のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第30条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。            (登録事項の変更の届出)</p>
第33条 屋外広告業者は、第30条第1項各号に掲げる事項に変更があったと	第33条 屋外広告業者は、第30条第1項各号に掲げる事項に変更があったと

改正後	改正前
ときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	ときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。	2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
3 第30条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。	3 第30条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
第34条以降 略	第34条以降 略
<u>附 則（平成24年条例第 号）</u>	
この条例は、平成24年4月1日から施行する。	

【第2条】盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 平成19年12月25日条例第86号 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいい、「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	<p>○盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 平成19年12月25日条例第86号 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいい、「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>

改正後	改正前
(登録の申請)	(登録の申請)
第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名 (4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名 (4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
2 前項の申請書には、申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
(登録の実施等)	(登録の実施等)
第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。	第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。
2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。	2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧を請求することができる。	3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧を請求することができる。
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(1) 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2	(1) 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2

改正後	改正前
年を経過しない者	年を経過しない者
(2) 第14条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者	(2) 第14条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
(3) 净化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその净化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの	(3) 净化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその净化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの
(4) 第14条第1項の規定に基づき事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	(4) 第14条第1項の規定に基づき事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
(5) 净化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	(5) 净化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号_____のいずれかに該当するもの
(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(7) 第10条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者	(7) 第10条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者
2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。	2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。
(変更の届出)	(変更の届出)
第7条 净化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	第7条 净化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。	2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。
第8条以降 略	第8条以降 略
<u>附 則（平成24年条例第 号）</u>	
この条例は、平成24年4月1日から施行する。	

議案第 25 号

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市は、大慈寺地区まちづくり計画に基づき、景観法（平成16年法律第 110号）に規定する景観地区として大慈寺地区（南大通二丁目、南大通三丁目、大慈寺町、鉢屋町、神子田町及び茶畠二丁目地内）を定めるための都市計画決定手続きを進めているところである。

同法では、景観地区内において建築物の建築等を行う場合は、高さの最高限度や形態意匠の基準に適合するよう、事前に建築物の建築等の計画について市長の認定を受けることとされており、また、景観地区内において工作物の建設等を行う場合は、高さの最高限度や形態意匠の基準その他必要な事項を条例により定めるものとされている。

そこで、盛岡市景観条例を一部改正し、これらの事項と併せて建築物等の計画の認定の手続、工作物の形態意匠の制限等について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 景観地区内の工作物の建設等に係る形態意匠の基準及び高さの最高限度（第18条）

一定規模以上の工作物（資料1のとおり。以下「要認定工作物」という。）を対象として、景観地区ごとに形態意匠及び高さの制限（資料2のとおり。）を定める。

(2) 景観地区内で工作物の建設等を行う場合における計画の認定手続、違反に対する措置等

ア 工作物の計画の認定手続き（第19条）

要認定工作物の建設等を行う者は、その計画について市長に対して申請を行い、その認定を受けてから要認定工作物の建設等の工事をしなければならない。

イ 違反工作物に対する是正等の命令と処分の告示等（第20条）

ウ 違反工作物の工事請負人に対する措置（第21条）

市長は、違反工作物に対する是正命令等を行った場合は、工事の請負人の氏名等を、当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

エ 国又は地方公共団体の建設する工作物に対する認定等に関する手続（第22条）

オ 工事現場における認定の表示等の義務付け（第23条）

カ 適用除外の対象となる工作物（第24条）

他の法令により形態意匠の基準が定められているもの、国宝及び重要文化財等良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものには、認定等に関する規定を適用しない。

また、景観地区の決定の際に既に工事に着手している工作物又は現に存する工作物で、景観地区の決定後に当該工作物の増設や外觀の変更等が行われないものについても同様とする。

キ 報告及び立入検査（第25条）

市長は、工作物の認定に当たり、要認定工作物の所有者等に対して施工の状況等に関する報告をさせ、又はその職員に、当該要認定工作物等を検査させることができる。

ク 罰則（第33条）

(ア) 要認定工作物について、認定の申請書を提出しない者、是正命令等に違反した者等は、50万円以下の罰金に処する。

(イ) 工事の状況を報告しなかった者、立入検査を拒んだ者等は、30万円以下の罰金に処する。

(ウ) 法人の代表者等が、その法人等の業務に関して、(ア) 又は(イ) の違反行為をしたときは、行為者とその法人等に対してそれぞれ(ア) 又は(イ) の罰金刑を科する。

(3) その他の事項

ア 景観計画の策定又は変更の手続き（第6条）

市長が景観計画の策定又は変更をする場合は、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

イ 景観地区内の建築物に関する事項

(ア) 建築物の計画の認定の申請（第16条）

建築物の計画の認定申請を行う際に添付する図面として、景観法で定められている図面のほかに、建築設備の配置図等を追加する。

(イ) 適用除外の対象となる建築物（第17条）

地下に設ける建築物及び工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該行事等に要する期間に限り存続する建築物には、認定等に関する規定を適用しない。

ウ 景観計画区域内の届出等の適用除外の対象となる行為（第9条）

祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該行事等に要する期間に限り存続するものの建築等には、届出等に関する規定を適用しない。

3 施行期日

規則で定める日（景観地区の都市計画決定の告示日）

## 資料 1

### 認定を要する工作物の範囲

要認定工作物の範囲を以下の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる規模以上のものとする。

工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ（工作物が建築物と一体となって築造される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。） 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さ 5メートル
彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル

## 景観地区ごとに定める認定基準

地区	形態意匠の制限	高さの最高限度
大慈寺地区景 観地区	基調となる色として、次のものを使用しないこと。 (1) 色相がR（赤）で彩度が4を超えるもの (2) 色相がY R（黄赤）で彩度が6を超えるもの (3) 色相がY（黄）で彩度が4を超えるもの (4) 色相がG Y（黄緑）で彩度が2を超えるもの (5) 色相がG（緑）で彩度が2を超えるもの (6) 色相がB G（青緑）で彩度が2を超えるもの (7) 色相がB（青）で彩度が2を超えるもの (8) 色相がP B（青紫）で彩度が2を超えるもの (9) 色相がP（紫）で彩度が2を超えるもの (10) 色相がR P（赤紫）で彩度が2を超えるもの	15メートル

## 備考

①基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を占める色をいう。

②色の表示方法は、日本工業規格 Z8721による。

盛岡市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市景観条例 平成21年3月27日条例第13号  盛岡市景観条例 (目的) 第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成及び保全並びに当該景観の次世代への継承に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。 (2) 工作物 別表第1の左欄に掲げる工作物をいう。 (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。 (4) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 市は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たす責務を有する。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に関し、自主的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、自主的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成	○盛岡市景観条例 平成21年3月27日条例第13号  盛岡市景観条例 (目的) 第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成及び保全並びに当該景観の次世代への継承に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。 (2) 工作物 別表 の左欄に掲げる工作物をいう。 (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。 (4) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 市は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たす責務を有する。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に関し、自主的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、自主的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成

改正後	改正前
<p>に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(景観計画)</p>	<p>(景観計画)</p>
<p>第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき景観計画を策定するものとし、当該計画に良好な景観の形成に関する施策が特に必要な地域及び当該地域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。</p>	<p>第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき景観計画を策定するものとし、当該計画に良好な景観の形成に関する施策が特に必要な地域及び当該地域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。</p>
<p>2 市長は、前項の景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p>	
<p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項)</p>
<p>第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>
<p>(1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更            (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆（たい）積</p>	<p>(1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更            (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆（たい）積</p>
<p>(勧告及び公表)</p>	<p>(勧告及び公表)</p>
<p>第8条 市長は、法第16条第3項の規定に基づき勧告した場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>第8条 市長は、法第16条第3項の規定に基づき勧告した場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
<p>(届出等の適用除外)</p>	<p>(届出等の適用除外)</p>
<p>第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>
<p>(1) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下のものの建設等（増築後</p>	<p>(1) 別表_____の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下のものの建設等（増築後</p>

改正後	改正前
<p>又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下に該当することとなる増築又は改築を含む。)</p> <p>(2) 1,000平方メートル未満の範囲での土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 堆積の期間が継続して60日を超えないもの</p> <p>イ 高さ5メートル以下で、かつ、占有する面積が1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り存続するものの建築等</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為</p> <p>(特定届出対象行為)</p>	<p>又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下に該当することとなる増築又は改築を含む。)</p> <p>(2) 1,000平方メートル未満の範囲での土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 堆積の期間が継続して60日を超えないもの</p> <p>イ 高さ5メートル以下で、かつ、占有する面積が1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(特定届出対象行為)</p>
<p>第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 地階を除く階数が3以上であり、又は高さが10メートル若しくは延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物（以下「大規模建築物」という。）の建築等（増築後又は改築後において、建築物が大規模建築物に該当することとなる増築又は改築を含む。）</p> <p>(2) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えるものの建設等（増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）</p> <p>（変更命令等の手続）</p>	<p>第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 地階を除く階数が3以上であり、又は高さが10メートル若しくは延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物（以下「大規模建築物」という。）の建築等（増築後又は改築後において、建築物が大規模建築物に該当することとなる増築又は改築を含む。）</p> <p>(2) 別表_____の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えるものの建設等（増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）</p> <p>（変更命令等の手続）</p>
<p>第11条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定に基づく命令をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>（景観重要建造物の指定）</p>	<p>第11条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定に基づく命令をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>（景観重要建造物の指定）</p>

改正後	改正前
<p>第12条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。 (景観重要建造物の管理の方法の基準)</p>	<p>第12条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。 (景観重要建造物の管理の方法の基準)</p>
<p>第13条 法第25条第2項の規定に基づく管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。</p> <p>(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。</p> <p>(3) 景観重要建造物の滅失又は毀（き）損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。 (景観重要樹木の指定)</p>	<p>第13条 法第25条第2項の規定に基づく管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。</p> <p>(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。</p> <p>(3) 景観重要建造物の滅失又は毀（き）損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。 (景観重要樹木の指定)</p>
<p>第14条 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。 (景観重要樹木の管理の方法の基準)</p>	<p>第14条 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。 (景観重要樹木の管理の方法の基準)</p>
<p>第15条 法第33条第2項の規定に基づく管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他必要な管理を行うこと。</p> <p>(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。</p>	<p>第15条 法第33条第2項の規定に基づく管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他必要な管理を行うこと。</p> <p>(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>(建築物の計画の認定申請書)</p> <p>第16条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第19条第1項第6号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 縮尺100分の1以上の平面図</p> <p>(2) 建築物の外部に設ける建築設備(地下に設けるものを除く。)の位置、種別及び形態意匠(形態又は色彩その他の意匠をいう。以下同じ。)を示す図書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める図書</p> <p>(建築物に係る適用の除外)</p>	
<p>第17条 法第69条第1項第5号の条例で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 地下に設ける建築物</p> <p>(2) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り存続するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物</p> <p>(工作物の形態意匠等の制限)</p>	
<p>第18条 景観地区(法第61条第1項の景観地区をいう。以下同じ。)内における工作物のうち、別表第2の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以上のものは、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 形態意匠が、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の当該中欄に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 高さが、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の当該右欄に定める数値以下であること。</p> <p>(工作物の計画の認定)</p>	

改正後	改正前
<p>第19条 前条の規定による形態意匠及び高さの制限を受ける工作物（以下「要認定工作物」という。）の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた要認定工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて同条の規定に適合すると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき又は当該申請書の記載によっては同条の規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。</p> <p>4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の要認定工作物の建設等の工事（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。第22条第4項及び第33条第1項第2号において同じ。）は、することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（違反工作物に対する措置）</p> <p>第20条 市長は、第18条の規定に違反した要認定工作物があるときは、建設等工事主（要認定工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該要認定工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該要認定工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該要認定工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該要認定工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他同条の規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	

改正後	改正前
2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、その旨の標識を設置するとともに、告示をしなければならない。	
3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る要認定工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る要認定工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。	
4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がないでその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないとときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。	
5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (違反工作物の工事の請負人に対する措置)	
第21条 市長は、要認定工作物について、前条第1項の規定による処分をした場合においては、規則で定めるところにより、当該処分に係る要認定工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。 (国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)	
第22条 国又は地方公共団体の要認定工作物については、第19条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。	
2 景観地区内の要認定工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなけれ	

改正後	改正前
<u>ばならない。</u>	
3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る要認定工作物の計画が第18条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、同条の規定に適合すると認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、同条の規定に適合しないと認めたとき又は同条の規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにおいてはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。	
4 第2項の通知に係る要認定工作物の建設等の工事は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。	
5 市長は、国又は地方公共団体の要認定工作物が第18条の規定に違反すると認めた場合においては、直ちに、その旨を当該要認定工作物を管理する国の機関等に通知し、第20条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。  (工事現場における認定の表示等)	
第23条 景観地区内の要認定工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建設等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(要認定工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について、第19条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。	
2 景観地区内の要認定工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第19条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。  (工作物に係る適用の除外)	
第24条 第18条から前条までの規定は、景観法施行令第11条各号及び第20条	

改正後	改正前
<p>第6号イに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で要認定工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該要認定工作物又はその部分の形態意匠については、適用しない。</p>	
<p>2 第18条から前条までの規定は、次に掲げる要認定工作物については、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された要認定工作物</li> <li>(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された要認定工作物</li> <li>(3) 前号に掲げる要認定工作物であったものの原形を再現する要認定工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの</li> <li>(4) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の要認定工作物で、工事等に要する期間に限り存続するもの</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要認定工作物</li> </ul>	
<p>3 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された際に存する要認定工作物又は現に建設等の工事中の要認定工作物が、第18条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該要認定工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。</p>	
<p>4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定工作物又はその部分に対しては、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画で景観地区の区域が変更される前に第18条の規定に違反している要認定工作物又はその部分</li> <li>(2) 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定工作物</li> <li>(3) 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した</li> </ul>	

改正後	改正前
<u>要認定工作物の当該工事に係る部分</u> <u>(報告及び立入検査)</u>	
第25条 市長は、第18条から前条までの規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、要認定工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、要認定工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に關し報告させ、又はその職員に、要認定工作物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、要認定工作物、建設材料その他要認定工作物に関する工事に關係がある物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(審議会)	(審議会)
第26条 この条例によりその権限に属せられた事項その他良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。	第16条 この条例によりその権限に属せられた事項その他良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
第27条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。	第17条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第28条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。	第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。	2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
第29条 審議会は、市長が招集する。	第19条 審議会は、市長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。	2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の	3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

改正後	改正前
決するところによる。	決するところによる。
第30条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。	第20条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。
第31条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 (委任)	第21条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 (委任)
第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 (罰則)	第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第19条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請をした者 (2) 第19条第4項の規定に違反して、要認定工作物の建設等の工事をした者 (3) 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者	
2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第23条第1項の規定に違反して、認定があった旨の表示をしなかった者 (2) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第25条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。	
附 則	
1 この条例は、規則で定める日から施行する。	
2 この条例の施行の際現に存する要認定工作物又は現に建設等の工事中の要認定工作物が、改正後の盛岡市景観条例第18条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該要認定工作物又はその部分に対しては、同条から改正後の同条例第23条までの規定は、適用しない。	

改正後	改正前
<p>3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定工作物又はその部分に対しては、適用しない。</p> <p>(1) この条例の施行の日後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定工作物</p> <p>(2) この条例の施行の日後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した要認定工作物の当該工事に係る部分</p>	
別表第1 (第2条、第9条及び第10条関係)	別表 (第2条、第9条及び第10条関係)
工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	<p>1 高さ 13メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル）</p> <p>2 建設面積 1,000平方メートル</p>
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	<p>1 高さ 13メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル）</p> <p>2 建設面積 1,000平方メートル</p>
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	<p>1 高さ 10メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル）</p> <p>2 建設面積 1,000平方メートル</p>
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォータ	1 高さ 10メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地

改正後		改正前	
一シート, コースター その他これらに類する遊 戯施設	盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	一シート, コースター その他これらに類する遊 戯施設	盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント, アスファルトプラントそ の他これらに類する製造 施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	コンクリートプラント, アスファルトプラントそ の他これらに類する製造 施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
石油, ガス, 飼料等の貯 蔵施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	石油, ガス, 飼料等の貯 蔵施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設, ごみ処理 施設その他これらに類す る施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	汚物処理施設, ごみ処理 施設その他これらに類す る施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供す る立体的な施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	自動車車庫の用途に供す る立体的な施設	1 高さ 10メートル (工作物が建築物と 一体となって築造される場合において地 盤面から当該工作物の上端までの高さが 10メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための電線 路, 有線電気通信のため の線路, 空中線系 (その 支持物を含む。) その他 これらに類するもの	高さ 20メートル (工作物が建築物と一 体となって築造される場合において地盤面か ら当該工作物の上端までの高さが20メート ルを超えるときは, 10メートル)	電気供給のための電線 路, 有線電気通信のため の線路, 空中線系 (その 支持物を含む。) その他 これらに類するもの	高さ 20メートル (工作物が建築物と一 体となって築造される場合において地盤面か ら当該工作物の上端までの高さが20メート ルを超えるときは, 10メートル)

改正後		改正前	
彫像, 記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル (工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	彫像, 記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル (工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは, 5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル

別表第2 (第18条関係)

工作物	規模
煙突, 排気塔その他これらに類するもの	1 高さ (工作物が建築物と一体となって築造される場合においては, 地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。) 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽, 物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁, さく, 墙その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車, 飛行塔, メリー・ゴーラウンド, ウォーターシュート, コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント, アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル

改正後		改正前
石油, ガス, 飼料等の貯 蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000 平方メートル	
汚物処理施設, ごみ処理 施設その他これらに類す る施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000 平方メートル	
自動車車庫の用途に供す る立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000 平方メートル	
電気供給のための電線 路, 有線電気通信のため の線路, 空中線系(その 支持物を含む。)その他 これらに類するもの	高さ 5メートル	
彫像, 記念碑その他これ らに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000 平方メートル	
別表第3 (第18条関係)		
地区	形態意匠の制限	高さの最高限度
大慈寺地区景観	基調となる色として, 次のものを 使用しないこと。 (1) 色相がR (赤) で彩度が4を 超えるもの (2) 色相がYR (黄赤) で彩度が 6を超えるもの (3) 色相がY (黄) で彩度が4を 超えるもの (4) 色相がGY (黄緑) で彩度が 2を超えるもの (5) 色相がG (緑) で彩度が2を 超えるもの	15メートル

改正後	改正前
<p>(6) 色相が B G (青緑) で彩度が 2を超えるもの</p> <p>(7) 色相が B (青) で彩度が 2を 超えるもの</p> <p>(8) 色相が P B (青紫) で彩度が 2を超えるもの</p> <p>(9) 色相が P (紫) で彩度が 2を 超えるもの</p> <p>(10) 色相が R P (赤紫) で彩度 が 2を超えるもの</p>	

備考

- 1 基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を  
占める色をいう。
- 2 色の表示方法は、日本工業規格 Z8721による。

議案第 26 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

下水道法施行令（昭和34年政令第 147号）の改正に伴い、除害施設の設置等の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

特定事業場以外の公共下水道使用者が除害施設の設置等を行わなければならない基準のうち、下水に含まれる1・1-ジクロロエチレンの上限について次のとおり改める。

改正前 1リットルにつき 0.2ミリグラム

改正後 1リットルにつき 1ミリグラム

3 施行期日

公布の日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 盛岡市下水道条例  <略>  第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等) 第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) 温度 45度未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (4) 沢(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満 2 前項の規定は、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第8条の2 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満	○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 盛岡市下水道条例  <略>  第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等) 第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) 温度 45度未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (4) 沢(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満 2 前項の規定は、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第8条の2 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満

改正後	改正前
(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満	(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満	(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下	(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。 (1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (除害施設の設置等)	2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。 (1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。 (除害施設の設置等)
第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 (3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下	第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 (3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下

改正後	改正前
(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下	(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
(6) 硒(ひ)素及びその化合物 1リットルにつき硒(ひ)素0.1ミリグラム以下	(6) 硒(ひ)素及びその化合物 1リットルにつき硒(ひ)素0.1ミリグラム以下
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。	(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。
(9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下	(9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下	(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下	(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
(12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下	(12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下	(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
(14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下	(14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき <u>1ミリグラム</u> 以下	(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u> 以下
(16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下	(16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
(17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下	(17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
(18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下	(18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
(19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下	(19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
(20) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下	(20) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
(21) 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下	(21) 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
(22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下	(22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
(23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下	(23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下

改正後	改正前
(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下	(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下	(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下	(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下
(27) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下	(27) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
(28) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下	(28) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
(29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下	(29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
(30) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下	(30) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
(31) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下	(31) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
(32) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下	(32) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
(33) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下	(33) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下
(34) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満	(34) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
(35) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満	(35) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
(36) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満	(36) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の3第1項」と、「下水」とあるのは「下水(同項第1号から第26号まで、第33号及び第34号に掲げる物質に係る下水を除く。)」と読み替えるものとする。	2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の3第1項」と、「下水」とあるのは「下水(同項第1号から第26号まで、第33号及び第34号に掲げる物質に係る下水を除く。)」と読み替えるものとする。
<略>	<略>
<u>附 則(平成24年条例第 1号)</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	
別表 略	

議案第 27 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡駅西口地区駐車場の自動車を入庫し、又は出庫することができる時間を改めるとともに、必要な規定の整備をするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡駅西口地区駐車場の自動車を入庫し、又は出庫することができる時間

ア 現行

(ア) 普通自動車 午前7時から午後11時まで

(イ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 午前零時から午後12時まで

イ 改正後

普通自動車並びに大型自動二輪車及び普通自動二輪車 午前零時から午後12時まで

※ 普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.4メートル以下のものをいい、大型自動二輪車及び普通自動二輪車とは、同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、いずれも側車付きのものを除き、盛岡駅西口地区駐車場に定期に駐車しようとするものをいう。

(2) 盛岡駅西口地区駐車場の午後11時から翌日の午前7時までの駐車料金

ア 現行 駐車時間1時間までごとに 100円の範囲内で規則で定める額

イ 改正後 駐車時間1時間までごとに80円

3 施行期日

平成24年4月1日

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 盛岡市駐車場条例 (趣旨) 第1条 この条例は、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 駐車場を次表のとおり設置する。	○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 盛岡市駐車場条例 (趣旨) 第1条 この条例は、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 駐車場を次表のとおり設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園地下駐車場</td><td>盛岡市内丸1番55号</td></tr> <tr> <td>マリオス立体駐車場</td><td>盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡駅西口地区駐車場</td><td>盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号</td></tr> </tbody> </table> <p>(供用時間等)</p> <p>第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで</p> <p>(2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間</p> <p>ア 岩手公園地下駐車場 午前7時から午後10時まで</p> <p>イ マリオス立体駐車場</p> <p style="text-align: right;">午前7時</p> <p>から午後11時まで</p> <p>ウ 盛岡駅西口地区駐車場</p> <p style="text-align: right;">午前零時から午後12時まで</p>	名称	位置	岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号	マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号	盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園地下駐車場</td><td>盛岡市内丸1番55号</td></tr> <tr> <td>マリオス立体駐車場</td><td>盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡駅西口地区駐車場</td><td>盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号</td></tr> </tbody> </table> <p>(供用時間等)</p> <p>第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで</p> <p>(2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間</p> <p>ア 岩手公園地下駐車場 午前7時から午後10時まで</p> <p>イ マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場 (盛岡駅西口地区駐車場にあつては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下同じ。)の定期駐車の用に供する部分を除く。) 午前7時から午後11時まで</p> <p>ウ 盛岡駅西口地区駐車場 (大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車の用に供する部分に限る。) 午前零時から午後12時まで</p>	名称	位置	岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号	マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号	盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号
名称	位置																
岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号																
マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号																
盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号																
名称	位置																
岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号																
マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号																
盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号																
2 市長 (地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244	2 市長 (地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244																

改正後	改正前
<p>条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第13条において同じ。）は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第2号の時間を臨時に変更することができる。</p>	<p>条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第13条において同じ。）は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第2号の時間を臨時に変更することができる。</p>
<p>（供用の休止）</p>	<p>（供用の休止）</p>
<p>第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p>	<p>第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p>
<p>（駐車の拒否）</p>	<p>（駐車の拒否）</p>
<p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。</p>	<p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。</p>
<p>（1） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン（積載物を含む。）以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。以下同じ。）又は<u>同条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除き、盛岡駅西口地区駐車場において定期に駐車しようとする場合に限る。以下同じ。）以外の車両を駐車しようとするとき。</u></p>	<p>（1） 道路交通法_____第3条に規定する普通自動車（岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン（積載物を含む。）以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。以下同じ。）又は_____大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車（いずれも_____盛岡駅西口地区駐車場において定期に駐車しようとする場合に限る。_____）以外の車両を駐車しようとするとき。</p>
<p>（2） 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p>	<p>（2） 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p>
<p>（3） 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p>	<p>（3） 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p>
<p>（4） 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>（4） 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p>
<p>第6条以下 略</p>	<p>第6条以下 略</p>

## 改正後

## 改正前

## 附 則（平成24年条例第 1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

## (1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに150円
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに150円
午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに150円の範囲内で規則で定める額

備考 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の時間につき徴収する料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。

## (2) マリオス立体駐車場 の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額

## 備考

1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは100円の範囲内で規則で定める額とする。

2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時ま

## 別表（第8条関係）

## (1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに150円
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに150円
午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに150円の範囲内で規則で定める額

備考 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の時間につき徴収する料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。

## (2) マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに100円の範囲内で規則で定める額

## 備考

1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは100円の範囲内で規則で定める額とする。

2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時ま

改正後	改正前								
<p>で（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。</p> <p>(3) 盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">駐車時間</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">駐車料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">午前7時から午後6時まで</td><td style="padding: 2px;">駐車時間30分までごとに100円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">午後6時から午後11時まで</td><td style="padding: 2px;">駐車時間1時間までごとに100円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">午後11時から翌日の午前7時まで</td><td style="padding: 2px;">駐車時間1時間までごとに80円</td></tr> </tbody> </table>	駐車時間	駐車料金	午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円	午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円	午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに80円	<p>で（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。</p>
駐車時間	駐車料金								
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円								
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円								
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに80円								
<p><u>1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは80円とする。</u></p> <p><u>2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。</u></p>									

議案第 28 号

## 盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

平成11年から雇用奨励金の交付要件の緩和及び雇用奨励金の額の引き上げを期間限定の特例措置として行ってきたが、企業誘致の効果を高めるため、これを通常の措置にしようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 改正前

新設、拡充の別		交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
		新規常用雇用者数	投下固定資産及び工場等用建物敷地の取得価格総額	
第6条	新設	21人以上	1億円以上	10万円
	拡充	6人以上	2,500万円以上	5万円
附 則	新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
	拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

## (2) 改正後

新設、拡充の別		交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
		新規常用雇用者数	投下固定資産及び工場等用建物敷地の取得価格総額	
第6条	新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
	拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

※ 新規常用雇用者とは、新設又は拡充した工場等の業務（製造業務等に限る。）に直接従事する市内在住の新規雇用者で、操業等開始日から6月を経過した日までに雇用され、補助金交付時点まで1年以上継続して雇用されているものをいう。

※ 雇用奨励金の限度額は、工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円である。

## 3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 29 号

盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の改正に伴い、知的障害児通園施設を通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うほか、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言も行うなど、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに改めようとするものである。

2 改正の内容

題名及び本則中の知的障害児通園施設を児童発達支援センターに改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

3 施行期日

平成24年4月1日

盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市児童発達支援センター条例 昭和39年3月30日条例第27号 改正 昭和41年6月25日条例第28号 昭和44年2月1日条例第3号 昭和48年4月25日条例第22号 昭和49年6月28日条例第40号 昭和60年3月26日条例第18号 平成10年3月26日条例第12号 平成11年3月29日条例第23号 平成15年3月28日条例第18号 平成16年12月27日条例第50号	○盛岡市知的障害児通園施設条例 昭和39年3月30日条例第27号 改正 昭和41年6月25日条例第28号 昭和44年2月1日条例第3号 昭和48年4月25日条例第22号 昭和49年6月28日条例第40号 昭和60年3月26日条例第18号 平成10年3月26日条例第12号 平成11年3月29日条例第23号 平成15年3月28日条例第18号 平成16年12月27日条例第50号								
盛岡市児童発達支援センター条例 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	盛岡市知的障害児通園施設条例 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する知的障害児通園施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。								
(設置) 第2条 児童発達支援センターを次表のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>盛岡市立ひまわり学園</td><td>盛岡市前九年三丁目12番38号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号	(設置) 第2条 知的障害児通園施設を次表のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>盛岡市立ひまわり学園</td><td>盛岡市前九年三丁目12番38号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号
名称	位置								
盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号								
名称	位置								
盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号								
(定員) 第3条 盛岡市立ひまわり学園の入園定員は、50人とする。	(定員) 第3条 盛岡市立ひまわり学園の入園定員は、50人とする。								
(開館時間) 第4条 児童発達支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和	(開館時間) 第4条 知的障害児通園施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」と								

改正後	改正前
<p>22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)            (損害賠償)</p> <p>第6条 センターに通う者(以下「通園者」という。)の保護者は、当該通園者がその責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第8条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。            (2) サービスの向上が図られること。</p>	<p>いう。) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する知的障害児通園施設にあつては、指定管理者。以下第6条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 知的障害児通園施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)            (損害賠償)</p> <p>第6条 知的障害児通園施設に通う者(以下「通園者」という。)の保護者は、当該通園者がその責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 知的障害児通園施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第8条 知的障害児通園施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。            (2) サービスの向上が図られること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第9条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p> <p>第11条 指定管理者の行う<u>センター</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>	<p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第9条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理の基準)</p> <p>第11条 指定管理者の行う<u>知的障害児通園施設</u>の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(指定管理者の業務)</p>
<p>第12条 <u>センター</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第5条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 障害児(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。)を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供すること。</p>	<p>第12条 <u>知的障害児通園施設</u>の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第5条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。</p>

改正後	改正前
(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか, <u>センター</u> の管理に関すること。	(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか, <u>知的障害児通園施設</u> の管理に関すること。
2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。  (事業報告書の提出)	2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。  (事業報告書の提出)
第13条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。  (1) 業務の実施状況 (2) 通園者の数 (3) 管理経費の収支状況 (4) その他市長が必要があると認めた事項  (委任)	第13条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。  (1) 業務の実施状況 (2) 通園者の数 (3) 管理経費の収支状況 (4) その他市長が必要があると認めた事項  (委任)
第14条 この条例に定めるもののほか、 <u>センター</u> の管理に関し必要な事項は、市長が定める。  以下 略	第14条 この条例に定めるもののほか、 <u>知的障害児通園施設</u> の管理に関し必要な事項は、市長が定める。  以下 略

議案第 30 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、改良住宅の一般入居者及び市営住宅の入居者の資格のうち同居親族要件を廃止しようとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 盛岡市改良住宅条例の一部改正

改良住宅における一般入居者の資格要件のうち「現に同居し、又は同居しようとする親族があること。」を廃止する。

#### (2) 盛岡市市営住宅条例の一部改正

市営住宅における入居者の資格要件のうち「現に同居し、又は同居しようとする親族があること。」を廃止する。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

【第1条】盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 改良住宅に入居することができる者は、第6条第1項及び第7条の場合を除き、次の各号に掲げる者で住宅に困窮すると認められるものでなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる者で、市が施行する住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの</p> <p>ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。</p> <p>イ 次条の規定により市長が承認した者</p> <p>ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者</p> <p>(2) 改良地区の指定の日後に前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区的指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者</p> <p>(入居資格の承認)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者で改良住宅に入居を希望する者は、市長に改良住宅入居資格についての承認を申請しなければならない。</p> <p>(1) 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者で当該指定の日後に別世帯を構成するに至つた者</p> <p>(2) 改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者</p> <p>2 市長は、前項の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときはその承認をすることができない。</p> <p>(1) 市が施行する改良地区改良事業の実施計画で定められた改良住宅の</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 改良住宅に入居することができる者は、第6条第1項及び第7条の場合を除き、次の各号に掲げる者で住宅に困窮すると認められるものでなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる者で、市が施行する住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの</p> <p>ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世带を構成するに至つた者を除く。</p> <p>イ 次条の規定により市長が承認した者</p> <p>ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者</p> <p>(2) 改良地区の指定の日後に前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区的指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者</p> <p>(入居資格の承認)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者で改良住宅に入居を希望する者は、市長に改良住宅入居資格についての承認を申請しなければならない。</p> <p>(1) 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者で当該指定の日後に別世帯を構成するに至つた者</p> <p>(2) 改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者</p> <p>2 市長は、前項の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときはその承認をすることができない。</p> <p>(1) 市が施行する改良地区改良事業の実施計画で定められた改良住宅の</p>

改正後	改正前
<p>建設戸数が法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者と認められる者の世帯の数をこえないとき。</p> <p>(2) 当該申請をした者の別世帯を構成するに至つたこと又は改良地区内に居住するに至つたことが、もっぱら改良住宅への入居のみを目的とすると認められるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の申請があつたときは、遅滞なく承認又は不承認の決定をし、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。            (一般入居者の公募)</p> <p>第6条 市長は、法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合においては、当該改良住宅の入居者を公募しなければならない。</p>	<p>建設戸数が法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者と認められる者の世帯の数をこえないとき。</p> <p>(2) 当該申請をした者の別世帯を構成するに至つたこと又は改良地区内に居住するに至つたことが、もっぱら改良住宅への入居のみを目的とすると認められるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の申請があつたときは、遅滞なく承認又は不承認の決定をし、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。            (一般入居者の公募)</p> <p>第6条 市長は、法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合においては、当該改良住宅の入居者を公募しなければならない。</p>
<p>2 入居者の公募は、次に掲げる方法のうち2以上 の方法によつて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛岡市広報</li> <li>(2) 新聞</li> <li>(3) テレビジョン</li> <li>(4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</li> </ul> <p>3 前項の公募に当たつては、改良住宅の建設場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。            (一般入居者の公募の例外)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の場合において、次の各号に掲げる理由のいづれかに該当する者については、同項の規定にかかわらず、公募を行わないで改良住宅に入居させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害による住宅の滅失</li> <li>(2) 不良住宅の撤去</li> <li>(3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>(4) 市営住宅建替事業（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第</li> </ul>	<p>2 入居者の公募は、次に掲げる方法のうち2以上 の方法によつて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛岡市広報</li> <li>(2) 新聞</li> <li>(3) テレビジョン</li> <li>(4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</li> </ul> <p>3 前項の公募に当たつては、改良住宅の建設場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。            (一般入居者の公募の例外)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の場合において、次の各号に掲げる理由のいづれかに該当する者については、同項の規定にかかわらず、公募を行わないで改良住宅に入居させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害による住宅の滅失</li> <li>(2) 不良住宅の撤去</li> <li>(3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>(4) 市営住宅建替事業（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第</li> </ul>

改正後	改正前
<p>2条第4号に規定する市営住宅建替事業をいう。以下同じ。)による市営住宅(同条例)別表に掲げる住宅をいう。以下同じ。)の除却</p> <p>(5) 公営住宅法施行令第5条第1号又は第2号に掲げる特別の事由に該当すること。</p> <p>(6) 現に改良住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている改良住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(7) 改良住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(一般入居者の資格)</p>	<p>2条第4号に規定する市営住宅建替事業をいう。以下同じ。)による市営住宅(同条例)別表に掲げる住宅をいう。以下同じ。)の除却</p> <p>(5) 公営住宅法施行令第5条第1号又は第2号に掲げる特別の事由に該当すること。</p> <p>(6) 現に改良住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている改良住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(7) 改良住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(一般入居者の資格)</p>
<p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(_____)</p> <p>_____被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p>	<p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令第6条第1項に定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第3号及び第5号から第7号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p>
<p>(1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 公営住宅法施行令第6条第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合 13万9,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p>	<p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下の条、第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 公営住宅法施行令第6条第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合 13万9,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p>

改正後	改正前
(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。	(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。	(4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
(4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。	(5) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。
(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。	(6) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。
(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。（入居者資格の特例）	(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。（入居者資格の特例）
第8条の2 改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の改良住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第4条各号に掲げる者のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められるもの又は前条各号に掲げる要件を備えている者とみなす。	第8条の2 改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の改良住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第4条各号に掲げる者のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められるもの又は前条各号に掲げる要件を備えている者とみなす。
2 前条第1号イに掲げる改良住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第6号まで）に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 ＜略＞ (収入超過者の認定)	2 前条第2号イに掲げる改良住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第6号まで）に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 ＜略＞ (収入超過者の認定)
第26条 市長は、毎年度、第14条の2第3項の規定により認定した入居者	第26条 市長は、毎年度、第14条の2第3項の規定により認定した入居者

改正後	改正前																		
<p>収入の額が<u>第8条第1号</u>の金額を超える場合、当該入居者が、当該認定した日において、入居可能日（第7条第2号、第6号若しくは第7号に掲げる理由により他の改良住宅に入居した場合又は第13条の2第1項の規定により入居の承継をした場合にあつては、当初の入居可能日）から引き続き3年以上改良住宅に入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるとときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(明渡し努力義務)</p> <p>第27条 収入超過者は、改良住宅を明け渡すように努めなければならない。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文）に規定する方法により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。</p>	<p>収入の額が<u>第8条第2号</u>の金額を超える場合、当該入居者が、当該認定した日において、入居可能日（第7条第2号、第6号若しくは第7号に掲げる理由により他の改良住宅に入居した場合又は第13条の2第1項の規定により入居の承継をした場合にあつては、当初の入居可能日）から引き続き3年以上改良住宅に入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるとときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(明渡し努力義務)</p> <p>第27条 収入超過者は、改良住宅を明け渡すように努めなければならない。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文）に規定する方法により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入居者の収入</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8条第1号アに掲げる場合に該当する場合</td> <td>13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入居者の収入	倍率	第8条第1号アに掲げる場合に該当する場合	13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合	0.3		15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合	0.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入居者の収入</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8条第2号アに掲げる場合に該当する場合</td> <td>13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入居者の収入	倍率	第8条第2号アに掲げる場合に該当する場合	13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合	0.3		15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合	0.5
区分	入居者の収入	倍率																	
第8条第1号アに掲げる場合に該当する場合	13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合	0.3																	
	15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合	0.5																	
区分	入居者の収入	倍率																	
第8条第2号アに掲げる場合に該当する場合	13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合	0.3																	
	15万8,000円を超える19万1,000円以下の場合	0.5																	

改正後			改正前		
第8条第1号イに掲げる場合に該当する場合	の場合		第8条第2号イに掲げる場合に該当する場合	の場合	
	19万1,000円を超える場合	0.8		19万1,000円を超える場合	0.8
	11万4,000円を超えて15万8,000円以下の場合	0.3		11万4,000円を超えて15万8,000円以下の場合	0.3
	15万8,000円を超えて19万1,000円以下の場合	0.5		15万8,000円を超えて19万1,000円以下の場合	0.5
3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。			3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。		
<略>			<略>		
(意見聴取)			(意見聴取)		
6 8 第33条の2 市長は、第8条第6号、第13条の2第2項、第13条の3第2項及び第31条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。			第33条の2 市長は、第8条第7号、第13条の2第2項、第13条の3第2項及び第31条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。		
<略>			<略>		

【第2条】盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 <略> (入居者の公募の方法) 第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1) 盛岡市広報 (2) 新聞 (3) テレビジョン (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。 (公募の例外)	○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 <略> (入居者の公募の方法) 第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1) 盛岡市広報 (2) 新聞 (3) テレビジョン (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。 (公募の例外)
第5条 市長は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する者については、公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。 (1) 災害による住宅の滅失 (2) 不良住宅の撤去 (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了 (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却 (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項においては）	第5条 市長は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する者については、公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。 (1) 災害による住宅の滅失 (2) 不良住宅の撤去 (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了 (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却 (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項においては）

改正後	改正前
て準用する場合を含む。) の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却	て準用する場合を含む。) の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。	(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
(8) 現に特定住宅(身体障害者用住宅及び高齢者世話付住宅をいう。以下同じ。)に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)が次条第3項又は第4項に規定する要件を欠くに至ったことにより、市長が入居を募集しようとしている市営住宅(特定住宅を除く。)に当該既存入居者又は同居者が入居することが適切であること。	(8) 現に特定住宅(身体障害者用住宅及び高齢者世話付住宅をいう。以下同じ。)に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)が次条第3項又は第4項に規定する要件を欠くに至ったことにより、市長が入居を募集しようとしている市営住宅(特定住宅を除く。)に当該既存入居者又は同居者が入居することが適切であること。
(9) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。	(9) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(_____)	第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項に定める者(次項において「高齢者等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあっては_____)
被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあっては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあっては、第3号及び第5号から第7号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。
	(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項、第14条第1項及び第2項並びに附則第9項において同じ。)があること。

改正後	改正前
(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項に定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額	(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項に定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額
(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。	(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。	(4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
(4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。	(5) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。
(5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。	(6) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。
(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」	(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族_____が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

改正後	改正前
という。)でないこと。	という。)でないこと。
2 前項第1号イに掲げる市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。	2 前項第2号イに掲げる市営住宅に入居することができる者は、同項各号(高齢者等にあっては、同項第2号から第7号まで)に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。
3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。 (1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。 (2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。 ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯 イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯 ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。) 1人で構成される世帯	3 特定住宅に入居することができる者は、第1項第2号から第7号までに掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。 (1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。 (2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。 ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯 イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次項において同じ。)で構成される世帯 ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。) 1人で構成される世帯
4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる	4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>&lt;略&gt; (入居者資格の特例) (収入超過者等の認定)</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第1号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>&lt;略&gt; (意見聴取)</p> <p>第61条の2 市長は、<u>第6条第1項第6号</u>、第14条第3項、第15条第3項及び第43条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。</p> <p>&lt;略&gt; 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、別表市営見前アパート1号館の項の規定は、平成9年12月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。以下同じ。）による改</p>	<p>る。</p> <p>&lt;略&gt; (収入超過者等の認定)</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>&lt;略&gt; (意見聴取)</p> <p>第61条の2 市長は、<u>第6条第1項第7号</u>、第14条第3項、第15条第3項及び第43条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。</p> <p>&lt;略&gt; 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、別表市営見前アパート1号館の項の規定は、平成9年12月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。以下同じ。）による改</p>

改正後	改正前
<p>正前の盛岡市市営住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の盛岡市市営住宅条例（以下「新条例」という。）の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例の規定の適用については、「公営住宅法」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の公営住宅法」と、「公営住宅法施行令」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号。以下「改正令」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の公営住宅法施行令」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、附則第2項の市営住宅における旧条例第5条第4号の適用については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号。以下「改正令」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の公営住宅法施行令第4条の6第5号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該公営住宅に」とあるのは、「現に公営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が」と読み替えるものとする。</p> <p>5 新条例第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。</p> <p>6 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新</p>	<p>正前の盛岡市市営住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の盛岡市市営住宅条例（以下「新条例」という。）の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例の規定の適用については、「公営住宅法」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の公営住宅法」と、「公営住宅法施行令」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号。以下「改正令」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の公営住宅法施行令」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、附則第2項の市営住宅における旧条例第5条第4号の適用については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号。以下「改正令」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の公営住宅法施行令第4条の6第5号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該公営住宅に」とあるのは、「現に公営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が」と読み替えるものとする。</p> <p>5 新条例第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。</p> <p>6 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新</p>

改正後	改正前																
<p>条例第16条又は第21条の規定による家賃の額が旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第16条又は第21条の規定による家賃の額から旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額に旧条例第28条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>平成11年度</td><td>0.50</td></tr> <tr> <td>平成12年度</td><td>0.75</td></tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成10年度	0.25	平成11年度	0.50	平成12年度	0.75	<p>条例第16条又は第21条の規定による家賃の額が旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第16条又は第21条の規定による家賃の額から旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額に旧条例第28条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第17条、第18条又は第18条の2の規定による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>平成11年度</td><td>0.50</td></tr> <tr> <td>平成12年度</td><td>0.75</td></tr> </tbody> </table>	年度の区分	負担調整率	平成10年度	0.25	平成11年度	0.50	平成12年度	0.75
年度の区分	負担調整率																
平成10年度	0.25																
平成11年度	0.50																
平成12年度	0.75																
年度の区分	負担調整率																
平成10年度	0.25																
平成11年度	0.50																
平成12年度	0.75																
<p>7 平成10年4月1日において現に駐車場の使用の許可を受けている者は、新条例第54条第1項の規定による決定を受けた者とみなす。</p> <p>8 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってなされた請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。</p>	<p>7 平成10年4月1日において現に駐車場の使用の許可を受けている者は、新条例第54条第1項の規定による決定を受けた者とみなす。</p> <p>8 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってなされた請求、手續その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。</p> <p>9 当分の間、第6条第1項の規定の適用については、市営住宅の入居者が現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の要件を備えている者とみなす。</p>																
(委任)	(委任)																

改正後	改正前
9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。 ＜略＞	10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。 ＜略＞

議案第 31 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第 2 次民営化実施計画に基づき、盛岡市立飯岡保育園を平成25年4月1日から民営化しようとするものである。なお、飯岡保育園の運営は、社会福祉法人本宮福祉会が引き継ぐものである。

2 改正の内容

盛岡市保育所条例の表から飯岡保育園の項を削除する。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第 32 号

## 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく第 5 期盛岡市介護保険事業計画の策定に伴い、平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料の保険料率を定めようとするものである。

## 2 改正の内容

第 5 期盛岡市介護保険事業計画における第 1 号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び年間保険料を次表のように改める。

(網掛部分は新設の段階)

段階区分 (保険料率)	所得等の段階	現 行 平成21~23年度	改正後 平成24~26年度
第 1 段階 (基準額 × 0.5)	本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金又は生活保護受給者	2 万 5,900 円	3 万 1,500 円
第 2 段階 (基準額 × 0.5)	本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の人	2 万 5,900 円	3 万 1,500 円
特例第 3 段階 (基準額 × 0.7)	本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入が 80 万円を超え、 120 万円以下の人	3 万 8,800 円	4 万 4,100 円
第 3 段階 (基準額 × 0.75)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第 1 段階、第 2 段階及び特例第 3 段階以外の人		4 万 7,200 円
特例第 4 段階 (基準額 × 0.9)	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下の人	4 万 6,600 円	5 万 6,600 円
第 4 段階 (基準額 × 1.0)	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がいる人で、特例第 4 段階以外の人	5 万 1,700 円	6 万 2,900 円
第 5 段階 (基準額 × 1.15)	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 125 万円未満の人	5 万 9,500 円	7 万 2,400 円
第 6 段階 (基準額 × 1.25)	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 125 万円以上 200 万円未満の人	6 万 4,700 円	7 万 8,700 円
第 7 段階 (基準額 × 1.5)	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 200 万円以上 400 万円未満の人	7 万 7,600 円	9 万 4,400 円
第 8 段階 (基準額 × 1.75)	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が 400 万円以上の人	8 万 5,400 円 (保険料率 1.65)	11 万 100 円

備考 年間保険料 = 基準月額 (5,245 円) × 保険料率 × 12 月 (100 円未満 四捨五入)

## 3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

議案第 33 号

盛岡市公民館条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、教育委員会の所管施設に係る審議会等の委員の委嘱の基準を定めようとするものである。

2 一部改正を行う条例と改正の内容

盛岡市公民館条例に規定する盛岡市公民館運営審議会、盛岡市子ども科学館条例に規定する盛岡市子ども科学館協議会、盛岡市先人記念館条例に規定する盛岡市先人記念館協議会及び盛岡市図書館条例に規定する盛岡市図書館協議会の委員の委嘱基準について、次のとおり定める。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

3 施行期日

平成24年 4月 1日